



3月1日～7日 春の火災予防運動

# 消しましょう その火その時 その場所で

火災が発生しやすい季節を迎え、3月1日～7日の期間、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。消防局では、市民の皆さんに防火意識を一層高めてもらい、火災の発生を未然に防止するため、期間中、市内の各店舗や病院、福祉施設などで立ち入り検査や消防訓練を行います。

問 消防局予防課 (0798・32・7316)、または各消防署

## 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は消防法により設置が義務付けられています。

火災は決して他人事ではなく、どこの家庭でも起こりうることです。万が一の時でも、火災警報器があればいち早く火災を知ることができ、迅速な消火活動を行うことができます。比較的大きなマンションなどは自動火災報知設備が設置されているため不要ですが、まだ設置していない場合は、速やかに設置してください。

設置場所	
台所、寝室、階段の上部	場所は天上でなくても構いません。壁掛け時計と同じくらいの高さの壁に取り付ける
警報が鳴ったら	
火災の時	大きな声で知らせる、避難する、119番通報する(可能であれば初期消火をする)
火災ではない時	警報停止ボタンやひもを引いて警報を止める
電池切れの時	数分間隔で「ピッ」という音が鳴るものが多い(メーカーにより異なります)ので、そのときは新しいものと取り替える

※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災の煙を感知しなくなることがあります。10年経ったら取り替えてください

## 感震ブレーカーを設置しましょう

地震が発生したときに、揺れと同時に恐ろしいのが火災です。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震に関係する電気火災が、原因の特定ができた火災全体の約6割を占めています。揺れにより、電気ストーブの上に落下した衣類等から出火したり、停電後の電気復旧に伴い、損傷した電気コードがショートし出火に至っています。

感震ブレーカーは、このような電気火災を防ぐため、設定値以上の震度の地震発生時に、自動的に電気を遮断する機器で、現在、市販されている感震ブレーカーは、右表の3つの種類があります。

各家庭に設置することで、電気機器からの出火を防止し、他の住宅等への延焼の被害を軽減することが期待できます。

地震時の火災を防ぐため、感震ブレーカーを設置しましょう。

感震ブレーカーの種類(タイプ)	
分電盤タイプ	分電盤の揺れを感知して電気を遮断する
コンセントタイプ	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断する
簡易タイプ	バネの作動や、重りの落下によりブレーカーのスイッチを落として電気を遮断する

## 住宅防火 いのちを守る7つのポイント

### 《3つの習慣》

- 寝たばこは、絶対しない
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

### 《4つの対策》

- ◇逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ◇寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ◇火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
- ◇高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

## たばこによる火災に注意

平成28年中、市の火災原因の1位はたばこです。たばこによる火災には、喫煙中に座布団等に火種が落下して発生するものや、火種が残ったまま、ごみ箱に捨ててしまい発火するものなどさまざまな原因がありますが、特に走行中の車からのポイ捨てによる火災が多くなっています。

喫煙者は次のマナーを守り、火災を起こさないようにしましょう。

### 《喫煙者のマナー》

- 喫煙場所を決める ●灰皿に水を張っておく
- ポイ捨ては絶対にしない
- 外出前、就寝前には、火種が消えていることを確認する

## 3月1日～5月31日 山火事予防運動

3月1日～5月31日に「山火事予防運動」を実施します。

この期間は、野山へ行楽やハイキングに出かける機会が多くなります。貴重な自然・緑を守るため、次の点に注意してください。

- 枯れ草などのある火災が起こりやすい場所、また、風の強いときや空気の乾燥しているときは、たき火をしない
- たき火の場所を離れるときは、完全に火を消す
- たばこの吸い殻は必ず火を消し、投げ捨てない
- 火遊びをしない
- 火災と紛らわしい煙が出るときは事前に消防署に届け出る

注意事項

## 白水峡公園墓地 墓参バスの利用者募集

申込は  
3月7日まで

市と阪急バスは、3月19日(日)・20日(月・祝)に運行する白水峡公園墓地への墓参バスの利用者を募集します。両日とも、運行経路・時間は同じです。 ※3月19日(日)・20日(月・祝)の午前9時～午後4時に中央園地西側駐車場で臨時香花店が出店

【運行経路・時間】午前8時20分に阪急西宮北口駅南広場バスターミナル→8時半にJR西宮駅北側→8時40分に市役所本庁舎前→9時20分に白水峡公園墓地前。中央園地西側駐車場へ行く人は、9時25分に墓地前から出発(墓地前～駐車場の間は途中下車不可)。帰りは10時40分に駐車場、10時45分に墓地前を出発予定(行きと反対の経路をたどります)

【料金】片道620円(小学生以下310円)【定員】両日で200人程度

【申込】往復ハガキに住所、氏名、電話番号、希望日(第2希望がある場合は記載を)、人数、乗車場所(阪急西宮北口駅かJR西宮駅か市役所本庁舎前)、下車場所(墓地前か中央園地西側)を書き、3月7日(消印有効)までに西宮市都市整備公社斎園管理課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ。多数の場合、日にち変更等による人数調整および補助席を使用する場合あり。通知は3月10日頃発送

問 西宮市都市整備公社斎園管理課 (0798・35・3306)

◆白水峡公園墓地へはさくらやまなみバスをご利用ください 下車場所は白水峡墓園前(十八丁橋停留所)。なお、バスは墓地内には入りませんのでご注意ください。問合せは交通計画課(0798・35・3527)へ

## 確定申告の納期限 振替納税の振替日のお知らせ

平成28年分確定申告の納期限および振替納税の振替日は下表のとおりです。納税は安心・安全・便利な振替納税をご利用ください。

また、1月からインターネットを利用した、クレジットカード納付が開始されました。 ※税務署や金融機関の窓口では、クレジットカード納付は利用できません。なお、納付額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。納付可能額は1000万円(決済手数料含む)です

	所得税および復興特別所得税	消費税	贈与税
確定申告の納期限	3月15日(水)	3月31日(金)	3月15日(水)
振替納税の振替日	4月20日(木)	4月25日(火)	振替納税制度はありません

- (注)・納期限後の納付は延滞税がかかる場合があります。納付書を持っていない場合は、納期限までに税務署もしくは金融機関に備え置き納付書で納めるか、振替納税の手続きをお願いします
- 振替納税を利用する場合は、口座振替依頼書を納期限までに税務署または金融機関へ提出してください
  - 現在、振替納税の領収証書は送付されません。書面による証明が必要な人は、税務署で口座振替がなされた旨の証明を行います

※西宮税務署などでの確定申告の相談受付は、混雑状況により早めに終了する場合があります。また、3月17日まで駐車場の利用ができません。公共交通機関をご利用ください

問 西宮税務署 (0798・34・3930)